⑲　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で契約変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用

⑳　共同企業体（経常建設共同企業体を含む。）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち１者は監理技術者を設置しなければならない。

㉑　本工事は、競争参加資格として「配置予定の技術者等」の配置要件を設けず、契約締結後の配置要件とする工事である。

㉒　契約締結後に配置する技術者の要件　本工事に設置される主任（監理）技術者は専任で配置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工の期間を含む。）とする。

現場代理人又は主任（監理）技術者のうち、いずれかの者が従事役職にかかわらず元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。

求める経験

ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上で延長100m以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

・工事経験について、工事のしゅん功した年度については問わない。

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。

㉓　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : NOGUCHI Hidemasa, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Tokai-kanjo Expressway Funakiyama tunnel

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 23 september 2020

(5)　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 10 December 2020 (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 10 December 2020)

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

(7)　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1447

入札公告（建設工事）の取消

令和２年８月11日

契約責任者　中日本高速道路株式会社

金沢支社長　片岡　慎一

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17

令和２年７月16日付（号外政府調達第131号）掲載の入札公告「北陸自動車道（特定更新等）新手取川橋（上部工）工事」を取り消します。

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和２年８月11日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　宮田　年耕

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　業務概要

(1)　品目分類番号　42

(2)　業務名　新大宮上尾道路（与野～上尾南）与野出入口上部概算・下部実施設計

(3)　業務内容　本業務は、新大宮上尾道路（与野～上尾南）のうち、与野出入口上部概算・下部実施設計、既設橋脚の設計照査及び補強設計、施工計画立案、基本条件図書作成、関係機関協議用資料作成を行うものである。

＜業務内容＞

①　与野入口上部概算・下部実施設計

②　与野出口上部概算・下部実施設計

③　既設橋脚の設計照査及び補強設計

④　施工計画立案

⑤　基本条件図書作成

⑥　関係機関協議用資料作成

(4)　履行期間　契約締結日の翌日から360日間

(5)　その他

①　本業務は、提出された参加表明書及び技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。

②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。

③　技術提案書は、持参又は郵送により提出すること。

④　本業務は、契約後、監督職員とＣＩＭの活用に係る協議を行い、協議が整った場合に、ＣＩＭ対象とすることができる業務である。

⑤　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

(1)　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

(2)　首都高速道路株式会社における2019・2020年度競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。

(3)　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https : //www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4)　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、国土交通省、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）のいずれかの発注の下、2010年度以降に１）、２）両方を完了した業務実績を有すること。なお、１）、２）は同一の業務でなくてもよい。

１）鋼連続桁道路橋の上部概算※1及び下部実施設計※2業務、又は鋼連続桁道路橋の上下部実施設計※2業務